「保険薬局掲示物」

調剤基本料に関する事項

調剤基本料

当薬局では厚生労働省所定の施設基準に基づき所定の点数を算定しています。

調剤基本料1:全店

後発医薬品調剤体制加算に関する事項

後発医薬品調剤 体制加算 当薬局では、後発医薬品の調剤を積極的に行っております。後発医薬品の使用数量の割合に応じて厚生労働省所定の点数である後発医薬品調剤体制加算を処方せん受付1回につき算定しております。先発医薬品をご希望される患者様はスタッフにお申し付けください。

※後発医薬品への変更は厚生労働省通知を基に変更可能な処方せんに限ります。 必ずしも全ての医薬品が変更できるとは限りませんのでご了承ください。

後発医薬品調剤体制加算1:片瀬山店、センター店、ラポール店、逗子店、港南店

後発医薬品調剤体制加算 2:鎌倉店、戸塚西口店、大船 GS店

後発医薬品調剤体制加算 3:ファミリー通り店、湘南台 WP 店

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項	
調剤管理料	患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の
	情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的
	分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管
	理を行い内容に応じ、処方せん受付1回につき厚生労働省所定の調剤管理料を算定
	しております。
服薬管理指導料	患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相
	互作用、 薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、
	薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。
	薬剤服用歴等を参照しつつ、患者さまの服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残
	薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明
	を行っています。
	薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等につい
	て、継続的な確認のため必要に応じて指導等を実施しています。
	処方せん受付1回につき厚生労働省所定の服薬管理指導料を算定しております。

調剤管理料:**全店** 服薬管理指導料:**全店**

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

当薬局はオンライン資格確認、電子処方箋などの導入により、質の高い調剤を実施するための体制を整えており厚生労働省所定の医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンラインによる調剤報酬の請求
- ・オンライン資格確認を行う体制・活用

医療 DX 推進体制

・電子処方箋により調剤する体制

整備加算

- ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制
- ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・医療 DX 推進の体制に関する掲示
- ・サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

医療 DX 推進体制整備加算 1: なし

医療 DX 推進体制整備加算 2:センター店、逗子店、港南店、戸塚駅西口店、湘南台 WP 店

医療 DX 推進体制整備加算 3:鎌倉店、片瀬山店、西鎌倉店、深沢店

医療情報取得加算に関する事項

医療情報取得加算

当薬局では、オンライン資格確認を行う体制を有し、患者様の薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用し、より適切な医療を提供することに取り組んでおり厚生労働省所定の点数を算定しております。

医療情報取得加算:全店

時間外等加算(時間外・休日・深夜)についての事項

当薬局では休日、夜間を含む開局時間外であっても調剤及び在宅医療業務に 対応できる体制を整えております。また、時間外・休日・深夜加算が発生致 しますのでご了承ください。

時間外等加算

・時間外加算 : 基礎額の 100%・深夜加算 : 基礎額の 200%・休日加算 : 基礎額の 140%

時間外等加算:**全店**

夜間・休日等加算についての事項

夜間・休日等加算

当薬局では、平日 19:00 から、土曜日 13:00 から閉店まで、日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)の終日において処方箋受付1回につき厚生労働省所定 40 点を所定点数に加算する。

夜間・休日等加算:全店

選定療養の内容及び費用に関する事項

令和6年10月より、長期収載品の処方等または調剤について選定療養の仕組みが導入されました。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただくという内容になります。

特別な料金とは先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

例えば、先発医薬品の価格が 1 錠 100 円、後発医薬品の価格が 1 錠 60 円の場合、差額 40 円の 4 分の 1 である 10 円を、通常の 1~3 割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

選定療養について

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただき ます。
- ・端数処理の関係などで特別の料金が 4 分の 1 ちょうどにならない場合もあります。
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品と の 価格差で計算します。
- ・薬剤料以外の費用(診療・調剤の費用)はこれまでと変わりません。

参考:<u>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html</u>

厚生労働省ホームページ「後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について」

「費用の詳細は別掲示物の(調剤報酬点数表)をご確認ください。」